平成２１年（フ）第１５７号
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2751番地27
債務者　安達　一順
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１４号
和歌山県有田郡有田川町大字庄877番地４
債務者　森田寿美代
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４３６号
和歌山県橋本市高野口町伏原16番地28
債務者　谷口　照美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４４１号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地14―２―348
債務者　亀井　静香
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４４６号
和歌山市本脇283番地の13
債務者　山本　高広
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４３１号
栃木県塩谷郡高根沢町大字桑窪881番地
債務者　谷口　益夫
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５５号
栃木県宇都宮市兵庫塚２丁目14番16号
債務者　関澤　勉
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５７号
栃木県宇都宮市細谷町626番地　県営細谷住宅15号棟32
債務者　大川　幸恵
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６０号
栃木県宇都宮市江曽島町1306番地18
債務者　中村　房子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４７７号
栃木県さくら市上阿久津1401番地　さくらコリーヌＤ―103号、前住所栃木県那須郡那珂川町大山田下郷1592番地２
債務者　鈴木由美子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４７８号
栃木県宇都宮市元今泉７丁目５番28号　今泉職員住宅Ｂ棟104号、前住所栃木県那須郡那珂川町大山田下郷1592番地２
債務者　荒井　文子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８４号
栃木県矢板市境林677番地１
債務者　齋藤　春美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８５号
栃木県佐野市富岡町17番地１　レオパレス北富岡202、前住所茨城県那珂郡東海村大字舟石川613番地65ファミール205
債務者　大塚　泰夫
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８６号
栃木県下野市仁良川820番地、前住所栃木県小山市城山町２丁目２番３号　協栄マンション504号
債務者　舘野　紀子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８８号
栃木県栃木市日ノ出町20―18　セントローレンスⅡ―202、住民票上の住所栃木県栃木市平井町566番地７
債務者　今泉　直子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９１号
栃木県栃木市河合町12番７号
債務者　河野　秀治
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係